

I 平和会議に向けた準備

1 昭和 26 年 7 月 9 日

サンフランシスコ平和会議開催に関するダレス^{f1}より吉田^{f2}宛書簡

July 9, 1951

My dear Mr. Prime Minister:

Minister Allison has brought me your note of July 2. I greatly appreciate what you say. We worked hard, and I think with all the success that could be anticipated, to secure agreement on peace terms which will be fair and just and restore Japan to a position of equality and dignity in the free world.

I have followed with interest the local elections and welcome your assurance regarding ratification of the peace treaty. I think it important that ratification should be by a large non-partisan majority, if at all possible. I hope we shall have a strong bipartisan delegation to the peace conference and a large bipartisan support in the Senate.

I note what you say about foreign investments. It is, as you suggest, not a subject with which I have any official responsibility but I shall bear in mind what you say. I have, naturally, a sympathetic interest in seeing the peaceful economy of Japan progressively developed.

We have now, as you know, made plans for the signing of the peace at San Francisco the first week of September. I hope you will not close your mind to the possibility of coming yourself, at least for a day or two.

With kind regards, I am

Sincerely yours,

f1 ダレス (John Foster Dulles) 米国国務長官顧問。

f2 吉田茂内閣総理大臣。

(Signed)
John Foster Dulles

His Excellency
Shigeru Yoshida,
Prime Minister of Japan.

2 昭和 26 年 7 月 13 日^{†1}

平和会議への参加を確約するわが方対米通報

付 記 昭和 26 年 7 月 12 日 上記通報の発出経緯^{†2}

July 13, 1951

My dear Mr. Ambassador,

I have the honor to communicate hereby to Your Excellency, and through you to the Government of the United States of America, the official assurance of the Japanese Government that it will send duly accredited delegates to the coming international conference which is scheduled to meet at San Francisco in the first week of September, 1951, for the signing of the Peace Treaty with the Allied Powers.

Yours sincerely,

Shigeru Yoshida
Prime Minister &
Minister for Foreign Affairs.

^{†1} 本文書は、同日午前 11 時半、井口貞夫次官よりシーボルト (William J. Sebald) 米
国大使へ交付された。

^{†2} 7 月 13 日の閣議で、岡崎勝男官房長官より説明。

His Excellency
Mr. William J. Sebald,
United States Ambassador,
Tokyo.

(和訳文)

拝 啓

私は、貴使及び貴使を通じてアメリカ合衆国政府に対し、連合国との平和
条約の署名のため千九百五十一年九月第一週にサン・フランシスコにおいて
開催の予定である来るべき国際会議に、正当に権限を与えられた代表を派遣
するであろうとの公式の保証をここに伝達するの光栄を有する。

敬 具

千九百五十一年七月十三日

内閣総理大臣兼外務大臣

吉田 茂

在東京アメリカ合衆国大使

ウイリアム・ジェー・シーボルト 殿

(付 記)

対日講和会議参加受諾通報の件

一九五一、七、一二

(ママ)

一昨十一日シーボルト大使から

米国政府は二十日に対日講和会議の正式招請状を関係政府に送付する予
定であるが、日本政府から「同講和会議に参加すべき」旨の確言を得た上
で、招請状を^(電)発出する意向である。至急この保障を得たい。
との申出があつた。

よつて、^(電)明日中に「日本政府は来るべき講和会議に欣然参加するもので
あることを保障する」旨書面で返辞することにしたい。了承ありたい。

3 昭和 26 年 7 月 16 日^{†1}

平和会議出席を懇請するダレスより吉田宛伝言

SECRET

Tokyo, July 16, 1951.

My dear Mr. Prime Minister:

I have been asked by Ambassador Dulles to deliver to you the following personal message from him:

“I am glad to tell you, for your strictly confidential information, that the President proposes to appoint as principal delegates to San Francisco the Secretary of State and myself and Senator Connally, Chairman of the Senate Foreign Relations Committee, and Senator Wiley, ranking Republican Member of that Committee. Alternate delegates will be other Senators and Representatives including the Chairman of the House Foreign Affairs Committee. All of them have been confidentially consulted and have accepted to act. Under these circumstances, and having regard for the liberal character of the proposed Treaty, I venture to hope that your Government will be represented by a delegation which can fully and on highest authority voice at San Francisco the determination of Japan hereafter to live with others in peace as good neighbors. I use these words, taken from the Preamble to the Charter of the United Nations, because the Japanese Peace Conference will be held at San Francisco where the United Nations was born and where the ideals of that Charter will be applied to the fashioning of our peace. I think it essential that we all do what

^{†1} 同日、シーボルト大使より受領。

we can to make this an outstanding historic occasion. I realize fully the heavy responsibilities that rest upon you in Japan but I greatly hope that you will find it possible personally to attend at San Francisco, as no other Japanese voice would be adequate. I believe that in coming you will make a major contribution to the great goals toward which we have worked together. I may add that it would personally give me great satisfaction to renew at San Francisco our Tokyo acquaintance.”

Sincerely yours,

(Signed)

W. J. Sebald

His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.



4 昭和 26 年 7 月 20 日^{†1}

平和会議への対日招請状

Tokyo, July 20, 1951.

Excellency:

The Government of the United States has the honor to acknowledge your letter of July 13, 1951 with reference to your Government's readiness to participate in an international Conference which might be called for the signing of a Peace Treaty between Allied Powers and Japan. The Government of the United States appreciates the assurance that the Japanese

^{†1} 同日午後 6 時、シーボルト大使より受領。

Government is prepared to send duly accredited delegates to such a Conference.

I now have the honor to advise you on behalf of my Government that the proposed Conference will be convened at San Francisco, United States of America, on September 4, 1951, for the purpose of signing a Treaty of Peace on the terms of a text jointly sponsored by the Government of the United States and His Majesty's Government in the United Kingdom. This text will be finalized on August 13, 1951 on the basis of the draft of July 20, 1951, enclosed herewith, and such changes, if any, as may result from further consideration up to that date.

The Government of the United States has the honor formally to invite the Government of Japan to be represented at that Conference for the purpose of signing, on behalf of Japan, such a Treaty of Peace. The Government of the United States will appreciate being advised in due course of the names of the delegates who will attend and act on behalf of Japan.

Accept, Excellency, the assurances of my most distinguished consideration.

W. J. Sebald

His Excellency

Shigeru Yoshida,

Prime Minister of Japan.

Enclosure: Text of July 20, 1951 draft Treaty of Peace.

^{f1} 省略。7月20日受領の平和条約案については『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』第116文書参照。

(和訳文)

拝啓

合衆国政府は、連合国と日本国との間の平和条約に署名するために開催される国際会議に貴国政府が参加する用意があることに関する千九百五十一年七月十三日附貴簡を受領したことを通報するの光栄を有する。合衆国政府は、日本国政府がこの会議に正当に権限を与えられた代表を派遣する用意があることを保証されたことを多とするものである。

本使は、ここに本国政府に代つて、提案された会議が、合衆国政府及び連合王国政府によつて合同して作成された案文の條項による平和条約の署名のために、千九百五十一年九月四日アメリカ合衆国サンフランシスコ市において開催されることを貴総理に通知する光栄を有する。この案文は、こゝに同封した千九百五十一年七月二十日の草案と、もしあれば八月十三日までにさらになされる考慮から生ずることのある変更とに基いて、千九百五十一年八月十三日に最終案となされるであろう。

合衆国政府は、日本国政府に対して、日本国のためにこの平和条約に署名するためこの会議に代表を派遣されるように正式に招請するの光栄を有する。合衆国政府は、日本国のために出席し且つ行動する代表の氏名を追つて通知されれば幸甚である。

敬具

千九百五十一年七月二十日

東京において

ダブリュー・ジェー・シーボルト

日本国内閣総理大臣 吉田 茂殿

(註) この書簡に引用されている吉田内閣総理大臣の書簡は、本年七月十三日付でシーボルト大使あてに、平和会議に日本の正式代表を派遣することを申し出た次のものを^{f1}をさす。

^{f1} 省略。第2文書として採録。

5 昭和26年7月24日^{†1}

平和会議招請状に対するわが方受諾回答

July 24, 1951

Excellency,

I have the honor to acknowledge the receipt of your letter of July 10, transmitting an invitation of the Government of the United States to the Japanese Government to the international conference to be convened on September 4, 1951 at San Francisco for the signing of a peace treaty between Allied Powers and Japan.

I have the honor to inform you that the Japanese Government is pleased to accept this invitation and that the names of the Japanese delegates to the conference will be communicated through you to the American Government as soon as their selection is completed.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

Yours sincerely,

Shigeru Yoshida
Prime Minister &
Minister for Foreign Affairs

His Excellency

Mr. William J. Sebald,
United States Ambassador,
Tokyo.

^{†1} 7月25日、シーボルト大使へ交付。

6 昭和26年8月6日

全権団の構成および中国問題に関する吉田よりダレス宛書簡

付記 昭和26年8月14日 上記書簡に対するダレス回答について

August 6, 1951

Dear Mr. Dulles,

Vice Minister Iguchi has reported to me your views on the questions of the peace treaty, Japanese delegation, China, etc., which were informally discussed by him with Ambassador Sebald in the course of their conversation last Saturday, August 4. I wish to state for your information the position of my government vis-a-vis these questions.

(1) I am doing my utmost to send a non-partisan delegation to San Francisco so as to demonstrate the overwhelming support of the Japanese people for the proposed peace treaty as well as their appreciation of the American policy of goodwill and generosity. We plan to convene the Diet shortly, which will approve the appointment of the delegates and also pass a resolution, thanking the American government's — especially, your own — efforts in drafting a fair and magnanimous treaty.

My Party (Liberal), commanding an absolute majority in the House of Representatives, is, of course, united in support of the treaty.

The Democratic Party is reserving the nomination of its representative until after the close of the Diet session, although the Democrats in the House of Councillors favor the party's participation even now. As a matter of fact, none of the Democrats has any objection to the draft treaty. Their wrangling is merely a political move for face-saving.

The Ryoku Fu Kai and minor parties have already agreed to join, as you may have learned from press despatches.

As for the Socialists, they are not in a position to come out in support of the treaty unless and until they modify their party platform for an over-all peace. However, the right-wing and the middle-road members of that party have always indicated their approbation of the treaty. It is anticipated that by the time of ratification a majority of the party will have come round to its support.

(2) I well understand your apprehensions concerning the China problem. For the moment we are planning to send an economic adviser to the Formosa government (Mr. Isao Kawada, former Minister of Finance, is recommended by the Finance Minister), and to set up an overseas government agency on the island following the signature of the peace treaty. I can assure you most definitely that the Japanese government has no intention to conclude a bilateral treaty with the Communist regime.

Let me conclude by thanking you for the kind telegram you sent through Ambassador Sebald. I look forward to the pleasure of seeing you again in San Francisco.

Yours sincerely,

Shigeru Yoshida

His Excellency

John Foster Dulles,

Department of State,

Washington, D.C.,

U. S. A.

(付 記)

極秘

ダレス特使の意思表示

一九五一、八、一四 西村記

一、この総理私信に対し、ダレス特使から左の意思表示があったことを、八月十日午後の会談で、シーボルト大使は、井口次官に伝えた。

超党派的全権団の実現のための努力を多とし成功を祈る。

中国問題について中共と二国間平和条約を結ばぬとの確約をえたるをよろこぶ。

特使のコメントとして、国府は、全土・全人民に対し実効的な政府ではない事実を無視はせぬ。しかしなお正統政府として存立しておる。対日宣戦をし、国連加盟政府であり、他の国際機関加盟政府であり、相当の資源と人口と領土とを支配し、経済的にも日本にとり相当重要である。こういう事実を考慮していただきたい。但し、最終的な決定は、もちろん、日本政府にある。——と付加している。

二、以上は、十一日午前箱根で総理に伝えておいた。

~~~~~

7 昭和 26 年 8 月 10 日

平和会議には参加しないとのイタリア側意向について

付 記 昭和 26 年 8 月 23 日 日伊外交関係再開のための対日平和宣言案について

極秘

伊太利外交使節團長ダイエタ侯の伊太利の対日平和宣言案に関する内話の件

鈴木九萬

昭和二十六年八月十日朝ダイエタ侯を東京伊太利大使館に往訪した際本件

に付き次の趣旨を内話した。

伊太利政府は九月初のサンフランシスコ對日平和條約調印會議には出席しない。同政府としては日本と伊太利が今更敵國同志でもあつたが如同會議に代表を送るのも變であつて對日感情の良い伊太利の輿論もさういう事は承認せぬであらうから何か對日關係を再開する適當なフォーミュラは無いかと研究した結果七月始め伊太利は獨逸に對しデクララシオン・ド・ペーなる一方的宣言をして對獨關係を再開したと同様（米英等が對獨戰爭狀態終結宣言をなしたと同時かと察せられる）日本に對しても對日平和條約調印と同時に一方的に對日平和宣言をなし對日クレーム其他の問題は余り大きさでない方法で友好的に交渉して解決したいといふ事を考へて居り右案に對する米國政府等の意向も好意的の様であるから總司令部側より日本政府へも近くアプローチがある事かと思はれるが自分が公式に今外務省に本件を持出す事は出来ないから友人としての貴下に内話する次第である。唯だ茲に一つ御願ひしたい事は最近吉田總理に御目にかゝつた時在ローマ在外事務所の開設は伊太利側の同意に拘はらず豫算上の關係等から急速實現は困難の様に伺つたが今回御承知の様な事情で自分も來任した次第であり又伊太利の對日感情は最も友好的であり外交再開についても今述べた様に意を用いて居るので此の際御願ひ出来れば吉田總理がサンフランシスコへ御出發前に外交關係再開の曉は日本政府としても速かに外交代表者としてフル、エージェントをローマに送るべき旨のアツシユアランスがいただければ幸である云々。

尙自分よりの質問に對し右伊太利の對日平和宣言の實際上の發効は日本又は日本と米國とが對日平和條約を批准した際としたら何うかと思うと答へた。

將又ダイエタ侯は對日平和條約等を研究して見ると伊太利の問題と日本の問題との間の類似性の強い事驚くべきものがあり伊太利の對伊平和條約改訂要望を遂行する上に於て對日平和條約が非常に重要である。伊太利は北大西洋條約に加盟して共同防禦の責任を負ふたが對伊平和條約上の軍事制限があつては此の責任を負い得ぬといふので右制限<sup>(備)</sup>の強い要望があるが之れは決して制限を<sup>(備)</sup>徹廢して貰つたからとて今直ちに自力で適當な軍備が出来ると

いう意味では無いと内話して居た。

(付 記)

極秘

伊太利外交使節團長ダイエタ侯の伊太利の對日平和宣言案に關する内話の件

二六、八、二三、鈴木九萬

本件に關し八月十日面會の際の同侯内話に關し（メモを作成して置いた）八月十八日附を以て外務省よりスカップに對し羅馬に在外事務所設置方を申送つたが八月二十三日朝ダイエタ侯に會つた處スカップよりも既に内報があつた由で總理及外務省側の措置を感謝して居つた。日伊兩國外交關係再開の曉フル・デイプロマチック・エージェントを設置方の希望については現在の日本政府としてかかるアツシユアランスを與え得ないのはよく了解するが兩國關係の重要性に鑑み當然のことと思ひ日本政府を信頼して居ると内話して居つた。

尙其の際八月十日に内話した自分の平和宣言案は華府で伊太利大使と國務省との間に話を進めて居たが今明日中にはスカップから外務省側に話しがある筈と思う。大体桑港で平和條約調印の日か其の翌日位に自分から吉田總理に書面を送り兩國間の戰爭關係が終結したと看做す旨又伊太利側で日本に對してもつて居るクレームは國際法の原則及公平（エキテ）の原則に基き兩國間で話し合い度いと申送り右に對し同意の旨を返事を貰えれば結構であり尤も右の書面とは別に右宣言の發効は日、米兩國の批准寄託と同時にするという事を秘密文書で申送る事に成ろうと内話した。

右に對し自分より平和條約によれば一定數の連合國と日本の批准書の寄託が發効の條件と成つて居るが右を俟たずに日伊間の外交關係を再開させ得るものかしらと質問したのに對し此の點華府で何う決つたかは明かにしないが要は伊太利は日本との外交再開で他國に後れては無らぬという點であると答へた。



將又同侯は極密の話であるが日伊間の外交再開とクレーム調整を米、英、佛のスポンサーの下に行くという考があつたが自分等としては之を拒否し日伊間の事は日伊間丈けでやる方針を堅持した次第であると述べた。<sup>†1</sup>

8 昭和 26 年 8 月 10 日

### 日本政府の平和条約締結権問題に関する対米折衝

極秘

SCAP の日本管理権と日本の条約締結権との関係に

関する問題についてシーボルド大使と会談の件

二六、八、一〇 藤崎

連合国最高司令官の日本に対する占領管理の権限と平和解決に関する日本政府の権限の関係の問題について、非公式に DS 側の意向を打診するため、八月十日、西村条約局長に随行、フィン氏を往訪した。別添<sup>†2</sup>の書きものを示したところ、フィン氏は、「われわれも、ちょうどこの問題を考えていたところである。どんな方法がいいかについて、私見としては、全権団出発の直前に、SCAP から吉田総理あて、『米国政府からのサンフランシスコ会議への招請を受諾された趣であるが、よろこばしい。サンフランシスコで立派な平和条約に署名するため出発されるに当り、御成功を祈る』というような趣旨の手紙でも出すことにしたらどうかと思う。これは、大使と話していた問題だから、大使のところで一緒にディスカスしたい」といった。

引続きシーボルド大使のところで、この問題をディスカスした。フィン氏からシーボルド大使に当方の書きものを示したので、「極くインフォーマルなものである」と断ったところ、大使は、「われわれの方もそうだから、そ

のつもりでお聞き願いたい」といって、「サンフランシスコ会議で、かりにソ連辺りが議事進行について発言を求め、日本の全権は、SCAP から正当にオーソライズされていないというような文句をつける、というようなことも考えられる。そういう理屈は立たないとは思いますが、そういうことをいい出される余地がないようにした方がよくはないかと考えている。もっとも、これはわれわれ限りの意見で、上の方では取り上げられないかも知れない」と述べた。

当方から、「われわれも何等かのステップがとられる必要はないと思う。ただ、何かやった方がよいとする理由については、ストレスの置き方が少し違う。われわれの方は、日本政府の代表の対外的なオーソリティーの問題よりも、連合国最高司令官が平和解決についてなにも干渉しなかったこと、日本政府が **under duress** でやったものでな<sup>(いん)</sup>ことを将来のために明かにして置きたい、というわけである。その方式としては、SCAP の手紙よりも、米国政府か SCAP のステイトメントの方が適当ではなからうか。又、時機の点については、全権の選任も SCAP の干渉なしにやったことが明かにされる意味において、早い時機、例えば国会で全権任命が承認された時機にする方がよくはないかと思う」と述べた。

フィン氏から、「こういうステップをとると、日本側で、もう SCAP の管理権はなくなったのだ、何でも独自にやれるのだという誤解が生じないだろうか」といったところ、大使は、「そんなことは問題ない。研究題目に挙げる必要のないことである。そうすると結局、(一)日本の平和解決に関する米国政府との交渉が自由に行われたこと、(二)全権の選任も自由に行われたこと、(三)全権の派遣について SCAP がこれを確認(?) することの三点が問題になるわけである」と述べ、先方で研究の上、当方にその結果を連絡することを約した。

<sup>†1</sup> 日本政府は、9月26日、在ローマ在外事務所を設置し、翌日、戦争状態終了等に関する公文をイタリア政府と交換した。

<sup>†2</sup> 第9文書。

## 日本政府の平和条約締結権に関するわが方見解

Concerning the relation between the authority of SCAP to occupy and control Japan and the authority of the Japanese Government to make peace settlement.

10 August, 1951

1. The Instrument of Surrender has a paragraph stating, "The authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander for the Allied Powers who will take such steps as he deems proper to effectuate these terms of surrender." This is interpreted to mean that the authority of the Japanese Government is subject to SCAP in so far as the steps taken by him in order to effectuate the terms of surrender are concerned. The peace settlement between the Allied Powers and Japan is not to be made as a measure of effectuating the terms of surrender. Therefore, the authority of the Japanese Government in connection with the peace settlement is not considered subject to SCAP.
2. Even if the above-cited paragraph of the Instrument of Surrender meant that the authority of the Japanese Government as a whole was subject to SCAP, at least it could be said that matters concerning the peace settlement were outside the authority of SCAP, because, as a matter of principle of international law, occupation forces would have no authority concerning peace settlement between an occupying power and an occupied country.
3. At any rate it is considered desirable that, prior to the San Francisco conference, SCAP would clarify this point in one way or other, in order to

<sup>†1</sup> 同日の折衝（第8文書）にて、フィン（Richard B. Finn）米国書記官を通じ、シーボルト大使へ交付。

forestall any argument which might be made in future on the ground that the Japanese peace settlement was made by the Japanese Government while subject to SCAP.

（和文原案）

二六、八、九

連合国最高司令官の日本に対する占領管理の権限と平和解決に関する日本政府の権限の関係について。

- 一、降伏文書には「天皇及日本国政府ノ国家統治ノ権限ハ本降伏条項ヲ実施スル為適當ト認ムル措置ヲ執ル連合国最高司令官ノ制限ノ下ニ置カルルモノトス」とある。これは、連合国最高司令官が降伏条項を実施するため適當と認めてとる措置に関する限りにおいて、日本国政府の権限は連合国最高司令官に従属する意味であると解する。連合国と日本との平和解決は、降伏条項の実施としてなされるものではない。従つて、平和解決については、日本国政府の権限は、連合国最高司令官に従属するものではないと思う。
- 二、かりに降伏文書の条項は、日本国政府の権限を全面的に連合国最高司令官に従属せしめる意味に解すべきものであるとしても、事理の当然として、平和解決だけは、連合国最高司令官の権限の範囲外であるということができよう。何となれば、国際法の原則上、占領軍は、占領国と被占領国との間における平和解決に対して何らの権限も有するものではないからである。
- 三、いずれにしても、将来日本の平和解決は、日本国政府が連合国最高司令官に従属している状況においてなされたものであるというような議論がなされる余地をなくするために、サンフランシスコ会議の開催に先だつて、連合国最高司令官においてこの点を明らかにするための措置がとられることが望ましいと思われる。

10 昭和 26 年 8 月 14 日

## ソ連邦の平和会議参加に関する米国の対日通報

極秘

ソ連の桑港会議参加受諾に関する国務省コメント通報の件

一九五一年八月十四日

西村

八月十四日先方の要求により、次官に代って、外交局ボンド参事官を往訪す。同参事官は、ソ連の桑港会議参加受諾に関する国務省のプレリミナリー・コメントとして左の趣旨の電報を接受したと述べた。

なお、電報の末尾に「以上、吉田総理に伝えられたし」の付言があった。

「ソ連の会議参加は予期しないことではなかった。ソ連の参加はシチュエーションを変更しないであろう。予定どおり推進する。

条約案は、ブロードな且つストロングな国際的支持をえている。ソ連の出席は、会議参加諸国の意思をアプセットすることはできないであろう。」

了

11 昭和 26 年 8 月 14 日

## ソ連邦の平和会議参加問題に関する日米事務レベルでの意見交換

極秘

ソ連の参加問題に関する件

二六、八、一四 藤崎

八月十四日午後、他用でフィン書記官を往訪の際、同書記官から、ソ連のサン・フランシスコ会議参加の問題に関する私見を求められた。藤崎から、「正直に言って驚いた。プレゼントな驚きでないことはもとよりだが、アプセットされる必要はないと思う」と述べたところ、フィン書記官は、これに同感の意を表しながらも、「ソ連は、相当数の国が米英共同草案に反対の意向を表明するのをまって、それが一応出揃ったこの機会にこの挙に出たものと思う。これを機に、草案に不満な諸国も会議参加の意思表示をして来るかも知れない（招請拒絶の回答を正式に表明して来た国は、まだない由）。そうなるとなかなか面倒なことになる」と述べた。

藤崎から、「招請状の文言からいっても、そんな国に勝手に邪魔させる手はないので、会議の米側事務当局の手腕一つで何とでも裁ける問題ではないか」といったところ、フィン書記官は、「招請状についてはその通りだが、余り米国が専断的に会議の運営をして、各国代表に十分な発言の機会を与えなかったような印象を与えることも困る。議事日程をうまく作ることが大切だろう」といていた。

## 対日講和をめぐる国際情勢判断

極秘

### 講和会議をめぐる国際情勢判断

(二六、八、一七)

本稿は従来随時行ってきた情勢判断の継続として、明年三月頃までを一応予測の目安としたものである。資料及び情報のきわめて不十分な条件下にはあるが、客観的判断を下すに努めた。関係各位のなんら御参考までに供覧する。

- 一、米ソ戦争はいぜん勃発する危険はないが、ソ連の大規模な平和攻勢によって、米ソ関係はいよいよ複雑微妙となり、アジアを中心とする冷戦はソ連のサンフランシスコ会議参加によつてみるも今後ともつづくことが予想される。
- 二、米国の対ソ強硬政策は変更されず、西欧の同調も一応期待できる。ソ連はここ当分各種の平和攻勢に出るであろう。
- 三、朝鮮休戦は迂余曲折の後に、今秋末までには成立を期待できるが、本格的な解決は見込がない。
- 四、対日講和は結局米国の原案通り調印され、明春には発効するものとみられる。ただしソ連の謀略的調印の可能性も絶無ではない。
- 五、その他ヨーロッパ、アジア各地域では、ここ当分国際情勢に重要な影響を及ぼす如き動きはない。

#### 一、米ソ関係一般

##### (一)民主圏の態度

###### (I)米国

ソ連の平和攻勢に対しては国連尊重をもって対処し、対ソ強硬政策は変更されない。引続き自由諸国の軍備充実と団結強化に努め、対ソ思想戦を鉄のカーテン撤廃に集中する。

(イ)対ソ政策については超党派外交は継続されかつ強化されよう。大統領選挙に伴う両党の対立は明春以降でなければ具体化しない。一部には予防戦争論や孤立主義論は存するが、反共意識はいぜん強烈で、大多数は政府の武装による平和政策を支持している。

(ロ)軍備拡充はいぜん一九五二年末を目標としてつづけられよう。ただし目下のところ国防生産は準備段階であるが、一九五二年六月頃には準備段階を脱する。

(ハ)物価は騰貴するがインフレの懸念はなく統制は次第に強化されよう。

##### (II)西欧

ソ連の平和攻勢に対しては各国とも概して懐疑的で、対米協力増進、軍備拡充の方向をたどる。

(イ)各国における日和見主義、敗北主義はいぜん無視できないし、とくに英仏伊などでは軍拡反対の空気や反米感情の気運がかなりみられるものの、平和維持のためには防衛力を強化する必要があるとの認識は次第に滲透しつつある（例えば、コムスコの防衛決議）。ただ問題は結局民生安定と軍備拡充の釣合いかんに関するものであるが、米国としてもこの点は十分承知して施策するであろうから、米国の経済援助を熱望する西欧人としては、次第に防衛体制の強化について米国に同調するであろう。

(ロ)もつとも再軍備の進ちよく状況は必ずしも順調とはいえない。一応の防衛体制が整うのは一九五二年末と思われる。

(ハ)西欧経済は予想以上に恢復しているが、インフレと再軍備の影響は軽視できない。

##### (三)共産圏の態度

ソ連はいぜん対米全面戦争を回避し、さし当り西欧防衛体制の強化、朝鮮武力統一の頓座<sup>(懸案)</sup>などを前にして、強固な平和攻勢によって対ソ協調論と再軍備無用論をあおり、民主陣営の切崩し、特に米国の孤立化に努める。

もつとも、ソ連はいま直ちに自ら進んで全面的な政略的妥協を策することはあるまい。目下のところ中ソ間には対米政策についての意見は一致しているとみられる。

#### (I)ソ連

(イ)政治体制に変化はなく、ひきつづき国内体制の強化をはかっている。

(ロ)国防力増強の傾向は一段と拍車をかけられ、海、空軍及び原子力についても若干の進歩は認められるが、米国に対抗できるだけの実力はない。

(ハ)重工業にいぜん異常な努力を拂っているが、その達成水準を米国と比較してみるとまだ著しく劣勢である。石油、非鉄金属、ゴムなどの不足のほか鉄道輸送がいぜんソ連の隘路となっている。

#### (II)衛星国

東欧衛星国に対する政治的、経済的、軍事的把握は着々として進められているが、それに対する抵抗や粛清はいぜんつづけられており、大戦の場合における衛星国の完全な忠誠は期待できない。

#### (III)中共

動乱介入による国民生活上の悪影響は否定できず、資産階級や第三勢力は中共に失望し離叛の傾向にはあるが、民衆に対する中共の統制力は軍隊、組織力を背景として強化されつつある。ゲリラは中共にとって脅威となるほどのものではない。

## 二、アジア情勢

### (一)朝鮮休戦

(I)ソ連は平和攻勢を展開する上からも休戦を有利かつ必要と認めており、中共としても朝鮮の武力統一に失敗した今日、一応休戦を成立させて南北対峙の原状を回復し、国連軍の撤退問題を含む政治工作を狙うであろう。したがって共産側は国連側の条件を鵜呑みにするつもりはないと思われる。当分の間は休戦条件を有利にするための駈引として、交渉決裂の場合に処して兵力の増強に努めるであろう。

(II)米国は休戦交渉についてはあくまで警戒的態度を捨てず決裂に備えて戦線における軍事的準備は怠らないが、休戦それ自体は尠大な犠牲やマ元帥解任に伴う内政的理由から希望している。ただし宥和政策の非難を避けるため共産側の条件を鵜呑みにすることなく、非武装地帯の設置、監視制度などの条件について再侵略を防止する上で一応の保障がえられれば、朝鮮派兵諸国の動向にもかんがみ交渉の決裂を<sup>(韓)</sup>賭してまでも現戦線を固執することはあるまい。

(III)上述のように米ソ双方とも休戦を望んでいるようであるから、遅くとも今秋末までには妥結に至る見込がある。もつともソ連側としては西欧の世論を注目しつつ駈引を行い、米国の強硬態度を切崩さんとするであろうが、万一米国があくまで強硬態度を固執するならば、譲歩を装いつつできるだけ会議をひき出し、場合によっては一時決裂に至らしめて責任を米国に転嫁し、民主陣営の分裂を策することもありうる。

(IV)もとより休戦が成立するにしても、その永続性は余り期待できない。休戦成立の後には全鮮の民主的選挙、南北統一政府の樹立などの問題がとり上げられるであろうが、その妥結は覚束ない。したがって米国軍の駐屯は継続する。

### (二)対日講和

(I)ソ連としては対案の提示、修正の要求などに全力を注ぎ、平和條約の妨害を行い、あるいは米英共同草案に対する不満を利用してアジア諸国民の反日、反米感情をあおるなどの宣伝に努めるであろう。もしソ連が非難を加えつつも講和條約に参加(調印、批准を含む)するとすれば、それは謀略である。

(II)米国はソ連の右工作を封殺するに努め、嚴重な議事手続を強行し、できればソ連の妨害工作を逆用してアジアを含む民主各国の團結強化を計るであろう。

(III)かくて対日平和條約は予定期日を若干は越えるかも知れないが、米英共同草案のまま調印され、明春には発効しよう。ただしソ連が中共

代表問題、台湾帰属問題などを留保して調印することなしとしない。

(三)中共 (一、(二)参照)

四台湾

国府は米国の援助によつてその存続は確実となつたが、米国の軍事援助も国府軍の本土逆上陸を可能にするほどのものではない。一方第七艦隊の撤退前には、中共の台湾攻撃は行われない。

(五)その他アジア諸国

アジア諸国特にイラン、インド、ビルマ、インドネシアではいぜん根強い民族主義運動が存在する。共産陣営はそれを利用してこれら地域のいわゆる「中立化」をはかるが、ソ連のイラン派兵、中共のインドシナ、ビルマ派兵は行われないであろう。

三、ヨーロッパ情勢

(一)西欧一般 (前記一、(一)参照)

(二)ドイツ

西欧再軍備案の大綱は恐らく今年中に決定され、その実施は遅くも来春頃までに着手されるものと思われる。西欧連合国の対独戦争状態終結は既に三十数カ国により宣言されており、米国も早晚宣言の運びとなると思われる。

東独ではいよいよソヴィエト化が促進され、西独の地位向上の妨害を狙つて「早期講和」、「全独統一」、「再武装反対」の叫びは強化されよう。

(三)ユーゴ

東欧諸国における軍事体制は強化されつつあるが、ソ連がユーゴに対して武力攻撃を加える可能性は乏しい。

四その他諸国

スペインの軍事基地問題、ギリシャ、トルコの北大西洋条約の加入は、一部の国々の反対はあつても、その実現は恐らく時間の問題であろう。

13 昭和26年8月20日

## わが方全権団に関する対米通報

August 20, 1951.

Sir:

I have the honour to inform you herewith of the list of the Japanese Delegation to the forthcoming Peace Conference at San Francisco.

### JAPANESE DELEGATION

#### Delegates

|                    |                                                             |
|--------------------|-------------------------------------------------------------|
| Shigeru YOSHIDA    | Prime Minister and concurrently Minister of Foreign Affairs |
| Hayato IKEDA       | Minister of Finance                                         |
| Gizo TOMABECHI     | Member, House of Representatives                            |
| Niro HOSHIJIMA     | Member, House of Representatives                            |
| Muneyoshi TOKUGAWA | Member, House of Councillors                                |
| Hisato ICHIMADA    | Governor, Bank of Japan                                     |

#### Alternate Delegates

|                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| Rokutaro MATSUMOTO | Member, House of Representatives |
| Keiichi YOSHITAKE  | Member, House of Representatives |
| Hidejiro ONOGI     | Member, House of Councillors     |
| Gisai ONIMARU      | Member, House of Councillors     |
| Genichiro DATE     | Member, House of Councillors     |

#### Special Assistants to the Delegates

|                |                                                |
|----------------|------------------------------------------------|
| Jiro SHIRASU   |                                                |
| Kiyoshi NAGATA |                                                |
| Ryuen KUSABA   | Parliamentary Vice-Minister of Foreign Affairs |

Members of the Suite of the Delegates

Kumao NISHIMURA Director, Bureau of Treaties, Ministry of Foreign Affairs

Akira MATSUI Private Secretary to the Prime Minister

Shigeyoshi OBATA Secretary of the Ministry of Foreign Affairs

Masato FUJISAKI Secretary of the Ministry of Foreign Affairs

Toshiro SHIMANOUCHI Secretary of the Ministry of Foreign Affairs

Ryuji TAKEUCHI Chief, Japanese Government Overseas Agency at Washington

Kohei TERAOKA Chief, Japanese Government Overseas Agency at New York

Atsushi UYAMA Chief, Japanese Government Overseas Agency at San Francisco

Toku SUGIURA Private Secretary to the Minister of Foreign Affairs

Kiichi MIYAZAWA Private Secretary to the Minister of Finance

Toshio TOMABECHI Private Secretary to Mr. Gizo Tomabechi

Eiichi KOIDE Private Secretary to Mr. Niro Hoshijima

Yukichi SEKINE<sup>t1</sup> Private Secretary to Mr. Muneyoshi Tokugawa

Ryoniro MITSUMORI Private Secretary to the Governor, Bank of Japan

Seiichi MOTONO

Aside from the Japanese Delegation mentioned above, the following personnel is going to San Francisco to personally assist the Chief Delegate:

Goro MORISHIMA

<sup>t1</sup> 最終的に全権団の随員とはならなかった。

Nobuyuki OKUMA

Takakichi ASO

Kazuko ASO

Toshio TSUKAHARA

There are, from the Diet, following ten members going to San Francisco to observe the Peace Conference as Parliamentary Visitors:

Kikuichiro YAMAGUCHI Member, House of Representatives

Masa NAKAYAMA Member, House of Representatives

Kenji FUKUNAGA Member, House of Representatives

Saburo CHIBA Member, House of Representatives

Takizo MATSUMOTO Member, House of Representatives

Shoichi MIYAKE Member, House of Representatives

Mochinaga NAKAGAWA Member, House of Councillors

Yohei HIROSE Member, House of Councillors

Naoto SUZUKI Member, House of Councillors

Yobun KANEKO Member, House of Councillors

For the Minister

(Sadao Iguchi)

Vice-Minister for Foreign Affairs

His Excellency William J. Sebald

United States Ambassador,

Tokyo.

## 平和問題の近況<sup>1)</sup>

極秘

### 平和問題の近況

- 一 ソ連のサン・フランシスコ会議への参加
- 二 インドの不参加
- 三 サン・フランシスコ会議参加国
- 四 サン・フランシスコ会議の議事日程
- 五 日米安全保障条約

(一九五一、八、二八)

#### 一、ソ連のサン・フランシスコ会議への参加

米国政府は、ソ連が八月十二日サン・フランシスコ会議への招請を受諾した旨を翌十三日発表しました。その前から、ソ連がどういう出方をするかについては、臆測が行われていましたが、出てこないだろうという見方の方が多かったようです。それは、今度の会議が、招請状にあるとおり、平和条約に署名するための会議であるからであります。しかし、ソ連は、招請を受諾しました。ために、一時は、世界的なセンセーションを起しましたが、新聞の論調は、ソ連の参加の目的は、そのいわゆる「日本軍勢力復活の危険」を阻止するために講和会議を妨害すること、平和宣伝を行うことにあり、条約に署名するつもりはないだろうというに一致しています。ソ連の受諾の通知の内容は、公表されませんでした。八月二十日外交局から内密に入手しました。それによると、「サン・フランシスコ会議に代表を派遣し対日平和問題についてソ連政府の提案を提出するであろう。代表は、次のとおりである」として、グロムイコ次官、パニューシキン大使（駐米）、ザリュービン大使（駐英）、ゴルジュンスキー外務省員の

名がらねてあります。八月十六日米国政府からソ連に対して書簡が出されました。それによると、ソ連の方は、会議において新提案をする旨を述べていたに対して、米国の方は、「サン・フランシスコ会議は、平和条約の条項について交渉を再開するための会議ではない」ときっぱり断っております。ところが、二十七日にニューヨークに到着したグロムイコ、ソ連首席全権は、「ソ連は、サン・フランシスコ会議で対日講和条約に関する独自の提案を行うことになっている」と声明しております。こういう具合に、米国のいうことと、ソ連のいうことが正反対になっておりますから、果してどんなことになるか、会議が開かれて見ないとわかりません。米国としては、ソ連の参加のために、会議がぶちこわしになるようなことのないため、万善の策をとるものと考えます。

#### 二、インドの不参加

次に、サン・フランシスコ会議について、起つた大きな事件は、インドの不参加の決定であります。

インドは、八月二十五日、会議に参加しない意向を通告しました。米国政府は、翌二十六日、これに対する見解を発表、インドが対日平和条約で日本に完全な名誉と平等を与えるべきことを主張しているが、これは米国が念願するところでこの条約中に十分に具体化されており、インドが反対する他の理由については現実の事態を直視すべきであるとして、この条約が世界の平和確保のためには最も適当であるとの確信を表明しました。インドのネール首相は、二十七日議会でその立場を明らかにしました。インドの不参加の理由は、ビルマ等の場合と異り、賠償に関する規定の仕方が不十分であるというような理由ではなく、南樺太及び千島はソ連へ、台湾及び澎湖島は中国へ譲渡されることを明らかにすべきこと、南西諸島は日本の領土として残すべきこと、平和条約発効後における駐兵を予想するような規定（第六条(a)但書）を設けないことの諸点に関するその意見が一つも採用されなかつたことにあります。インドとしては、サン・フランシスコ会議には参加しないが、日本が独立を回復次第、戦争状態終結を宣言し、

<sup>1)</sup> 本文書の内容は、8月31日、全権団団員に対して説明された。



のちに簡単な平和条約を締結すべきことを決定している模様であります。

### 三、サン・フランシスコ会議参加国

サン・フランシスコ会議の参加国については、公式の通知に接しておりませんが、最近の報道によりますと、

参加受諾国が、日本を含めて四十八箇国、

参加拒否国が、ビルマ、インド、ユーゴの三箇国、

未回答国が、エジプト、レバノン、シリアの三箇国、

となつております。右の四十八箇国のうちには、米国を含んでおりませんから、これをいれますと、現在のところ、サン・フランシスコ会議に参加する国は、四十九箇国になります。もつとも、そのすべてが条約に署名するとは限らないわけでありまして、ソ連とその衛星国ポーランド及びチェッコが署名するかどうかは大きな疑問であります。インドネシアも参加するが署名は別、という建前でいつているようであります。

次に各国の態度を簡単に説明します。

この平和会議の主催国たる米国は何とかしてこの会議を日本に有利にまとめたいと非常な努力を払つているようであります。英国は、米国に同調してこの会議の招請状を発した国でありますから、この会議の成功を希望していると考えられます。しかし、日本の経済的進出については、将来も相当警戒的な態度をもつて臨むのではないかと思います。

フランスは、条約案の修正に関するその希望とくに、ヴェトナム等の仏印三国の参加に関する希望が容れられたので満足していると伝えられています。オランダは、これまで、ニューギニアの漁業権、捕虜及び抑留者に対する補償等の点に不満はあるようですが、結局参加することとなつたと伝えられます。

フィリピンは、賠償条項に修正が加えられた結果調印することがまず確実と見られます。もつとも将来賠償及び漁業等の事項については問題が残つております。賠償については、インドネシアについても同様のことが言えます。

オーストラリアは日本の再軍備に対する懸念<sup>(るん)</sup>を残しておる外、漁業について問題をもつてます。しかし、調印することは間違い<sup>(間)</sup>ないと考えられます。

参加拒否国のうち、インドについては、前述のとおりであります。ビルマは、「妥当な賠償条項を含まない対日講和条約案は受諾しえない」と米国に通告しているとおりに、賠償条項の不满によつて参加を拒否したものと考えられます。ビルマとの関係は、将来いかに打開すべきや問題であります。

ユーゴの不参加は、条約に対する不满に基くものではないと考えられます。ユーゴ外務省は、「ユーゴが会議に参加しなくても平和条約が調印されれば日本との戦争状態は正式に終了することになる」と言つております。

未回答国のうちエジプトについては、講和後の駐兵に反対であるとの理由で、受諾をしづつしていると伝えられていましたが、同国外務省は、十六日の閣議に対日平和条約に関する報告を提出し、エジプトは対日戦争状態を終結すべきであるが、会議への出席は拒否すべきであると勧告した由であります。

シリア、レバノンについても詳細はわかつておりません。

### 四、サン・フランシスコ会議の議事日程

サン・フランシスコ会議の議事日程については、政府は、まだ公式の通知に接しておりません。米国國務省が八月十八日頃決定したと伝えられるところによれば、

九月四日午後六時ないし六時四十五分頃に開会され、この日にトルーマン大統領の演説が行われます。

九月五日は、午前十時開会、まず正式の議長その他の役員選挙が行われ、次いで、議事日程が審議されます。その後で、米英両国の全権から、それぞれ、平和条約及び日本の二つの宣言と、議定書とについて説明があります。

その後は、毎日午前、午後開かれる会議で、各国全権の意見の開陳があり、わが国は、最後になる模様であります。

平和条約の署名は、この演説の終了後、九月八日に取り行われることに

なっています。又、同日午後に日米安全保障条約の署名も取り行われると伝えられております。

なお、ソ連が会議に参加することになってから、七日の夜に予定されていた観劇会を八日の夜に延期されたというようなことも伝えられております。このように多少のずれは出て来るかも知れませんが、大体の会議の運び方は、ソ連の参加にかかわらず、予定通り行くものと考えて間違いあるまいと思います。

## 五、日米安全保障条約

日米安全保障条約の案は、八月二十日ようやく確定しました。前文と五箇条から成る簡単な内容のものであります。根本の趣旨は、日本には軍備がないからその自衛権を行使するための有効な手段がない、しかるに軍国主義はまだ世界から跡を絶っていない、そこで、日本としては、その国防のために米軍の駐とんを希望し、駐兵の権利を米国に与える、米国はこれを受諾するというにあります。もつとも、米国としては、日本が直接及び間接の侵略に対する自国の防衛について漸次自ら責任を負うことを期待する旨を前文で明らかにしています。

この条約は、本質的に暫定的なものであり、従つて、有効期間についても、国際連合その他による本格的な安全保障体制ができるまでということになっています。(四条)。

この条約は、批准を要するものであります。(五条)。

細目の規定は、すべて両国政府間の行政協定に譲られています。(三条)。この細目協定は、本年一月から二月にかけてダレス特使が来た時に大綱について話をしましたが、その後は交渉が行われておりません。従つて、今回のサン・フランシスコ会議の際に署名することにはなりません。最近ワシントン在外事務所員からの内報によると十月頃から話を再開したいとの先方の意向のようであります。

なお、安全保障条約については、これに署名すべき全権委員は、総理一人であります。全権委任状も、別個に用意してあります。